

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方などを対象とした 国民健康保険税(保険税)の減免申請について

1に該当する方は保険税を全額免除
2に該当する方は保険税を全額または一部を減額

【減免の対象となる方】

- 1 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方
※)原則として、主たる生計維持者は世帯主の方となります
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和4年中の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入)の減少が前年と比較し 30%以上見込まれる世帯の方で、かつ一定の所得要件を満たす方

【対象となる保険税】

令和4年度分の保険税(令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限を設定しているもの)

注)令和元年度の一部、令和2年度及び令和3年度の保険税の減免申請については、別途ご相談ください。

○保険税減免額の算定式

保険税減免額 = $\frac{\text{減免対象の保険税額}(A \times B / C)}{\text{表2の割合}}$

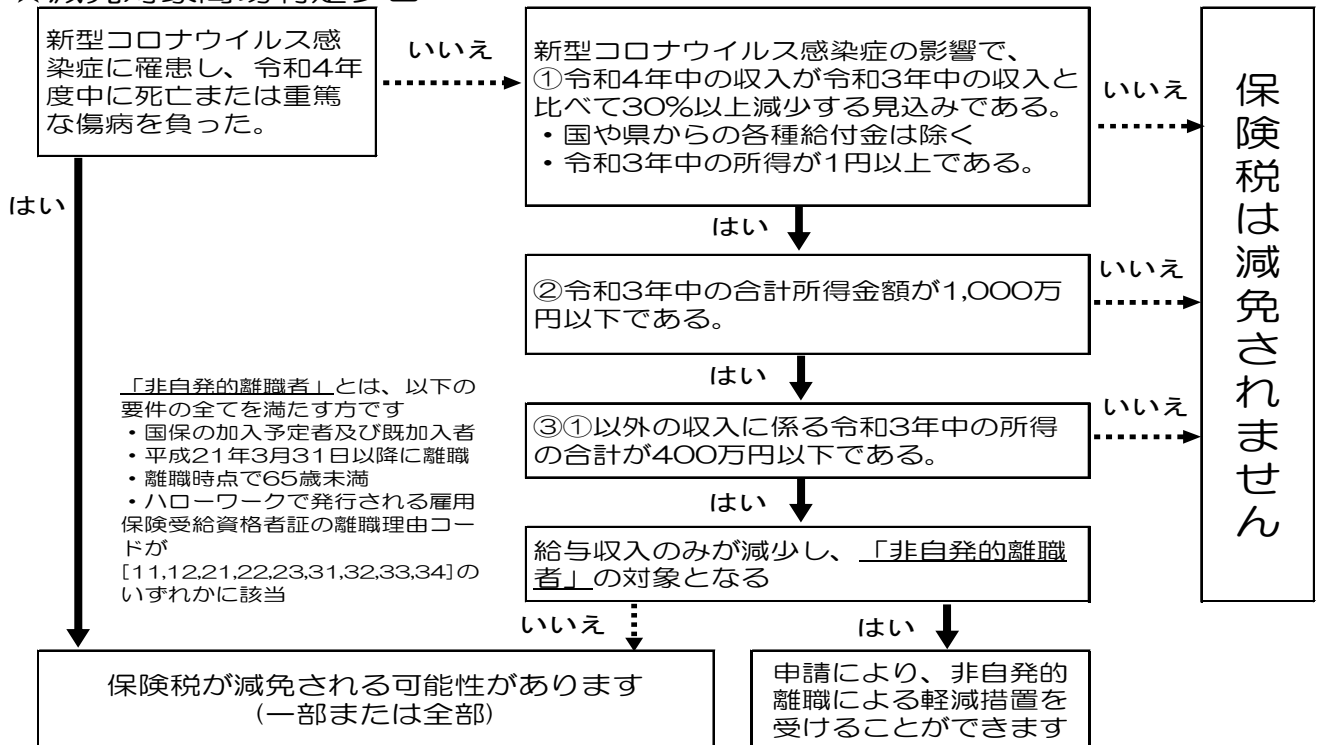
- A: 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
- B: 主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る令和3年の所得額
- C: 当該世帯の主たる生計維持者及び全ての被保険者につき算定した令和3年の合計所得金額

【表2】

主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額	減額または免除の割合
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

★減免対象簡易判定フロー

※詳細は税務課までお問い合わせください



【問い合わせ先】(平日のみ 8:30~17:15)
税務課市民税班 0475-70-0321